

区民委員会議案説明資料

令和6年12月6日

件 名	頁
1 第133号議案 足立区の特定の事務を取り扱う郵便局の 指定について	2

(区 民 部)

第 1 3 3 号議案説明資料

令和 6 年 1 2 月 6 日

件 名	足立区の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について												
所管部課名	区民部戸籍住民課												
内 容	1 概要 マイナンバーカードを発行してから 5 年経過時点で電子証明書の更新が必要となる。令和 7 年度に更新対象件数の増加が見込まれており、窓口の混雑緩和及び区民の利便性の向上のため、当該更新事務を郵便局へ委託する。 なお、委託するにあたり、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 1 3 年法律第 1 2 0 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、足立区の特定の事務を取り扱う郵便局を以下のとおり指定する。 ○地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律【抜粋】 (郵便局の指定等) 第三条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。 3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第一項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 2 指定する郵便局 <table><tr><th>N o</th><th>局名</th><th>住所</th></tr><tr><td>1</td><td>足立郵便局</td><td>東京都足立区千住曙町 4 2 番 4 号</td></tr><tr><td>2</td><td>足立北郵便局</td><td>東京都足立区竹の塚三丁目 9 番 2 0 号</td></tr><tr><td>3</td><td>足立西郵便局</td><td>東京都足立区西新井本町四丁目 4 番 3 0 号</td></tr></table> 3 取り扱う事務種別（上記法律の「各号で規定する事務」） (1) 電子証明書の発行及び更新 (2) 暗証番号の初期化及び再設定 4 指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの 1 年間 ※ 毎年度、各郵便局の利用状況から指定局の増減について検討する。	N o	局名	住所	1	足立郵便局	東京都足立区千住曙町 4 2 番 4 号	2	足立北郵便局	東京都足立区竹の塚三丁目 9 番 2 0 号	3	足立西郵便局	東京都足立区西新井本町四丁目 4 番 3 0 号
N o	局名	住所											
1	足立郵便局	東京都足立区千住曙町 4 2 番 4 号											
2	足立北郵便局	東京都足立区竹の塚三丁目 9 番 2 0 号											
3	足立西郵便局	東京都足立区西新井本町四丁目 4 番 3 0 号											

5 件数見込み

7, 500件 (3局×10件/日×250日)

6 令和7年度当初予算計上額

委託料 14, 540千円 (予定)

(1) 1件あたりの事務手数料 (例)

ア 電子証明を更新する場合 970円

イ 更新時に暗証番号を忘れていた場合 1, 380円

※ 委託は単価契約となり、国が全国統一の基準額を設定している。

7 周知方法

ホームページやあだち広報で広く周知するとともに、足立区が設置しているマイナンバーカードコールセンターにおいて案内する。